

平成 20 年 度  
税 制 改 正 予 定 事 項

平成 19 年 12 月  
水 産 庁

平成20年度税制改正予定事項は、次のとおりである。

## 第1 国税関係

### 法人税

#### 1 新規・拡充

- (1) 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例について、漁業協同組合と漁業協同組合との合併を追加する。
- (2) 農林漁業、食料品製造業等の減価償却資産の使用実態を踏まえ、機械及び装置について資産区分の大括り化を図るとともに、法定耐用年数等の見直しを行う。
- (3) 研究開発税制について、試験研究費の増加分に対する税額控除率の上乗せ措置を改組し、次の措置のいずれかを選択適用できる制度を創設する(2年適用)。この制度の控除税額の上限は、試験研究費の総額に係る税額控除制度とは別に、当期法人税額の10%相当額とする。  
試験研究費の額が比較試験研究費(前3期の試験研究費の平均額)の額を超え、かつ、基準試験研究費(前2期の試験研究費の額のうち最も多い額)の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の5%相当額を税額控除できる措置  
試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に税額控除率を乗じた金額を税額控除できる措置  
(注) 税額控除率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.2

#### 2 適用期限の延長

- (1) 中小企業者に該当する漁業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度(30%)又は税額控除制度(7%)の適用期限を2年延長する。
- (2) 公害防止用設備を取得した場合の特別償却制度(14%等)について、法定耐用年数の見直しと併せて対象設備から汚水処理用設備(構築物及び機械装置)、ばい煙処理用設備及び窒素酸化物抑制設備を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。

### 登録免許税

#### 適用期限の延長

- 1 漁業協同組合が水産業協同組合法の規定により漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の不動産の所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、平成21年4月1日以後に包括承継した場合の軽減税率を、不動産又は船舶の所有権の移転登記にあっては1,000分の5(現行1,000分の4)に、不動産の地上権又は賃借権の移転登記にあっては1,000分の3(現行1,000分の2)に引き上げたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 2 産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する税率の軽減措置について、株式会社の設立又は資本金の額の増加の軽減税率を1,000分の3.5(現行1,000分の2.5)に引き上げる等の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。

## 石油石炭税

### 適用期限の延長

- 1 漁業用輸入 A 重油に係る免税措置（1 kL 当たり 2,040 円）の適用期限を 2 年延長する。
- 2 漁業用国産 A 重油に係る還付措置（1 kL 当たり 2,040 円）の適用期限を 2 年延長する。

### 複数税目

公益法人制度改革に伴い、公益社団・公益財団法人に対する課税や寄附金税制の見直し等、新たな公益法人制度に対応する税制上の措置を講ずる。

## 第2 地方税関係

### 住民税

#### その他

減価償却制度の見直しに併せて一定の整理を行う。

### 事業税

#### その他

減価償却制度の見直しに併せて一定の整理を行う。

### 不動産取得税

#### 1 新規・拡充

農業協同組合又は農業協同組合連合会の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る非課税措置について、対象に漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が現物出資により設立する株式会社又は合同会社を加える。

#### 2 適用期限の延長

漁業協同組合等が国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、当該施設が漁業近代化資金等の貸付けを受けている場合における特例措置の重複適用を廃止したうえで、その適用期限を2年延長する。

### 固定資産税・都市計画税

#### 1 新規・拡充

新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋等に係る軽減措置（4年間2分の1軽減）を創設する。

#### 2 適用期限の延長

公害防止用設備に係る課税標準の特例措置について、窒素酸化物燃焼改善設備、湖沼水質保全特別措置法の指定施設に係る汚水処理施設及びダイオキシン類に係る処理施設の軽減率を4分の1等（現行3分の1等）としたうえで、その適用期限を2年延長する。

#### 3 その他

有線放送電話業務の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置を廃止する。

### 複数税目

公益法人制度改革に伴い、公益社団・公益財団法人に対する課税関係や寄附金税制の見直し等、新たな公益法人制度に対応する税制上の措置を講ずる。